

Client Alert

28 May 2026

本アラートに関する お問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



茨城 敏夫
パートナー
03 6271 9507
toshio.ibaraki@bakermckenzie.com



立石 竜資
パートナー
03 6271 9705
ryosuke.takeishi@bakermckenzie.com

汚職防止に関する EU の新指令について

欧州連合は、2026年4月21日、汚職防止に関する新指令（COM(2023) 234）を採択した（「本指令」）¹。これは、欧州連合における汚職対策を強化し、加盟国間の法制度の調和を図るための重要な法的枠組みである。本指令は、2023年5月3日に欧州委員会によって最初に提案されたものであり、2022年の欧州連合機関を巡る一連の汚職スキャンダル²を背景としている。本指令は、汚職関連犯罪に関する欧州連合全体の統一的な枠組みを構築し、加盟国間で分断されていた現行の法制度を調和させるものであり、欧州連合域内での一貫かつ効果的な執行を妨げてきた要因を是正することを目的としている。

本指令は、EU 官報に掲載された 2026年5月11日³から 20日後に施行される。加盟国は原則として、本指令の規定をその施行の 24か月以内に国内法に転換することが求められる。よって、遅くとも 2028年夏までには、加盟国各国において、新たな汚職防止に関する規制が施行されることとなる。ただし、国家レベルの汚職防止戦略や汚職リスク評価に関する一定の義務については、最長 36か月までのより長い転換期間が認められている。本指令が国内法化された後は、欧州連合域内で事業を行う企業にとって、執行およびコンプライアンスの環境が大きく変化することが見込まれる。特に、本指令は汚職関連の刑事犯罪の内容を明確化し拡張するだけでなく、より厳格な制裁を導入するとともに、予防的なコンプライアンス体制に対する要請を一層強化するものである点に特徴がある。

以下、本稿では、日本企業が留意すべき重要なポイントに絞って、解説したい。

適用範囲および主要概念

適用対象および定義

本指令は、公的部門および民間部門の双方における広範な汚職関連行為を対象とする。すなわち、商業賄賂も統一的に犯罪化される。本指令は、当該犯罪が国内的要素を有するか、または越境的要素を伴うかを問わず適用される。そのため、欧州連合機関、加盟国の政府機関および民間の経済活動に影響を及ぼす行為が広く適用対象になる。

¹ European Council, Council adopts new EU-wide law to combat corruption (April 21, 2026). 正式名称は、「Directive of the European Parliament and of the Council on combating corruption, replacing Council Framework Decision 2003/568/JHA and the Convention on the fight against corruption involving officials of the European Communities or officials of Member States of the European Union, and amending Directive (EU) 2017/1371 of the European Parliament and of the Council.」である。

² Qatargate 事件が典型例として指摘されている。同事件では、カタールやモロッコの関係者による、自国に有利な決議採択等を目的とした、欧州議会の議員・元議員等への贈賄の嫌疑で、捜査が実施されている。

³ 官報に掲載された公式文書は <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2026/1021/oj/eng> にて確認できる。



本指令は「公務員（officials）」について機能的概念を採用しており、従来の公職者に限らず、加盟国法または EU 法に基づき公的機能を遂行する者や公的責任を委ねられた者が広く含まれる。

本指令の中核は、能動的汚職（不当な利益を申し出、約束し、または供与する行為）および受動的汚職（そのような利益を要求し、受領し、または受諾する行為）を統一的に規定する点にある。これらの行為が、職務または機能の適正な遂行に影響を与える目的で行われる場合を広く贈収賄罪として補足する。「不当な利益（undue advantage）」の概念は広く、有形・無形双方の利益を含む。また、当該利益が最終的に供与または受領されなかった場合であっても、刑事責任が成立する。法律や行政規則で認められた利益や少額贈答は含まれない。他方で、いわゆる少額の便宜供与支払（facilitation payments）の例外はなく、一般に不当な利益と扱われる。

典型的な贈収賄に加え、加盟国は、汚職犯罪の幫助、教唆および共犯、ならびにこれら犯罪の未遂についても犯罪化する義務を負う。

加盟国は汚職リスクを抑制するための予防措置の強化も求められる。これには、汚職防止および取締りを担当する専門機関の設置・指定、一般市民の認識向上に向けた活動、リスクの高い産業分野を特定するための評価の実施、および内部通報者保護の確保が含まれる。

影響力取引（trading in influence）の犯罪化

公務員に対する不当な影響力の仲介または行使について、実際の影響力の有無にかかわらず処罰する新たな独立の犯罪類型が創設される。これは、不当な利益を得る目的で、公務員に対する不当な影響力を意図的に利用し、または利用しようとして、不当な利益を供与する行為を対象とする。この犯罪は、ドイツを含む少なくとも一部の加盟国において新規のものであり、政治家や政府関係者とのつながりを有するロビイストやコンサルタントを起用する企業にとってリスクを高める可能性がある。

なお、本指令は、ロビイスト等の仲介者を利用した正当な政策影響活動（ロビー活動）は不当な利益の授受を伴わない限り対象外であることを明示しているが、実務上は適法な働きかけと犯罪行為の境界が不明確となり得る。判断のポイントは、当該仲介者が専門知識に基づいて起用されているのか、それとも意思決定者への特権的アクセスを利用するために起用されているのかにある。

制裁

個人に対する制裁

本指令は、重大な汚職犯罪については実効的な懲役刑を科すことを求めている。また、罰金、公職・専門職の資格停止、汚職によって得られた利益の没収といった付加的制裁も規定されている。最長刑期は犯罪の重大性に依じて3年から5年の範囲とされている。

法人の責任および制裁

本指令の重要な要素の一つは、法人責任制度の強化である。加盟国は、犯罪行為が以下に該当する場合には、法人が責任を負う制度を導入しなければならないとする：

- 法人の利益のために行われた場合



- 指導的地位にある個人によって行われた場合
- 経営陣による適切な監督または統制の欠如により行われた場合

加盟国は法人に対して有効かつ比例的で抑止的な制裁を科すことが求められる。贈賄罪については、罰金の上限額を法人の全世界年間売上高の5%または4,000万ユーロ以上とすることが求められている。影響力取引については、罰金の上限額を法人の全世界年間売上高の3%または2,400万ユーロ以上とする必要がある。

金銭的制裁に加え、各国法において、公共調達への参加制限、許可・認可の取消し、是正措置や監督措置の付加命令といった追加的な不利益措置を定めることも可能である。また、法人にとっては、従業員個人と法人の双方に対する並行的な手続が進行するリスクが高まることも想定される。

軽減要素

本指令では、以下の制裁の軽減要素が明示的に認められている：

- 捜査への協力
- （法人の場合）有効な内部統制・コンプライアンス体制の整備
- 自主申告および是正措置

欧州連合域内で事業を行う企業にとっては、有効なコンプライアンス体制の整備⁴が制裁軽減要素として正式に位置付けられている点は注目に値する。

管轄権

加盟国は、自国領域内で行われた犯罪および自国民による犯罪について管轄権を有する。また、加盟国内で使用される情報システムを通じた行為についても、システムインフラの所在地にかかわらず管轄が及び得る。この点は、クラウドや集中型IT基盤を利用する企業にとって重要であり、デジタル上の接点のみで管轄が成立する可能性を示唆している。

さらに、加盟国は、以下の場合には域外管轄も認められる：

- 違反者の常居所が加盟国内にある場合
- 被害者が加盟国国民である場合
- 違反行為が当該加盟国法人の利益のために行われた場合

その結果、欧州連合域外企業であっても、域外行為について加盟国の当局による執行対象となる可能性がある。

日本企業への示唆

上記で触れた通り、本指令は、全く新規の犯罪類型の創設を含め強力な汚職取締法の制定を加盟国に義務づけるとともに、事実上、企業に対して汚職行為の防止のためのコンプライアンス体制（リスクマッピング、社内規程整備、第三者管理、監査等）の構築義務を課するものと言える。本指令に基づく加盟国法の整備は2028年夏頃となる見込みであり、この間、汚職防止コン

⁴ ただし、コンプライアンス体制が実質的なものか、それとも「見栄え」をよくするための形式的なものであるかも考慮されるべきであると提唱されている。



プライアンス体制を再精査し、本指令の求める水準との差を埋めるとともに、ロビイスト・政治コンサルタントとの関係を精査し、従業員に対する研修を実施する等の対策を着実に進める必要がある。

以上